

バス業における交通事故（道路）災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	20～21	バスの運行業務が終了し、営業所に回送している途中、バスが交差点を先頭で信号待ちのため停車していたところ、すぐ後ろの自家用車が後続車に追突され、その勢いでバスに追突し負傷した。	56～49	30～
1	13～14	特定契約のバスを運行中交差点で運転操作を誤り、信号柱に衝突し負傷した。	50～299	100～
1	8～9	路線バスを回送にて、第一通行帯を走行中、第二通行帯の右後方に走行していた相手乗用車がいた。相手乗用車が強引に追い越してきた為、当方右側に接触する事故が発生し、頸椎捻挫を負った。	42～299	100～
1	13～14	乗務のため乗継車（軽自動車）にて、乗継場所である駐車場へ向かう際、交差点で赤信号のため停車していたところ、後方から来た自家用車が、脇見運転により追突してきた。	42～99	50～
2	13～14	当該運転士はお客様御一行を目的地に迎える作業のため朝に出勤し、同僚運転士と共に点呼後、出発し、回送運行で目的地に向かった。その後、現地場所に到着した。当該運転士は、立寄先まで運転し、その後は同僚運転士に運転を交替し出発した。最後の降車場所に向かい走行していたところ、車両左側をトンネル左側壁に衝突させ、右に寄ったためハンドルを左に切ったところ反動で右側壁に車体右側を衝突させる事故となったものである。	47～99	50～
		被災者は担当路線を運行中、交差点を赤信号のため停車車両の後に停車し、同時に異音と揺れを感じたため追突されたと思い後方を確認したところ、相手車両（軽ト		100

2	14~15	ラック)のフロントバンパー部が当方のリアバンパーに追突した損傷を確認した。現場で事故処理を行い営業所へ入庫した。事故直後から首に違和感があり入庫後病院を受診した。	53	~ 299
3	10~11	実車運行中、対向車線を走行していた相手車が脇見をした際、当方車線に進入してきて正面衝突し負傷した。	55	100 ~ 299
3	8~9	回送中に交差点で左折する際、一旦停止しようとしたところ、後続車両が前方不注意により自車後方部分に追突し、その衝撃により負傷した。	27	100 ~ 299
3	13~14	営業の路線バスに乗務中、バス停で停車していたところ後続車の玉突き事故に巻き込まれた。	39	100 ~ 299
3	20~21	直線道路において路線バスを回送運転していたところ、後続から追従してきた相手乗用車の前方不注意により、追突を受けたため頸椎を負傷した。	47	100 ~ 299
3	17~18	バスの路線研修のため駅間を往復し、復路の特急バスに乗車中、乗車していたバスと軽トラックが接触事故を起こし、急ブレーキの衝撃でムチ打ちとなった。	45	50 ~ 99
4	22~ 23	片側2車線の交差点で信号待ちのため停止をしていた際、後続の車両が、隣にいた車両が動いたため青になったと勘違いし、カーナビ操作に気をとられて先方の確認もせずに発進し、停止中の当方車両後部に追突してきた。	39	10 ~ 29
5	14~ 15	道路を走行中、手前の信号が赤のため、前方の乗用車に続き停車したところ、後部より異音と衝撃があり確認したところ、当方バス後部に乗用車が追突していた。	39	50 ~ 99
6	16~ 17	当該乗務員は、当日ダイヤを運行中、バス停においてお客様乗降のため停車中、後方から来た乗用車に追突され、負傷したものである。	44	100 ~ 299

6	8~9	乗務中、駅の手前で意識消失を生じ、バスの進路が右に流れて、電柱に衝突した。	60	30 ~ 49
6	12~ 13	観光バスを運転している最中に、対向車（軽乗用車）が20m程手前からセンターラインを越えて来たため、正面衝突の事故となった。その際の衝撃により、腹部および足を強打した。	47	30 ~ 49
7	15~16	路線バス運転中、走行していたところ、反対車線から右折して店舗へ進入しようとした乗用車を発見。慌ててブレーキを踏み、クラッチを切り事故回避を試みたが間に合わず衝突した。事故回避動作の際に両足の筋を違えたと思われる痛みがあった。捻挫と挫傷と診断されたもの。	42	100 ~ 299
7	8~9	マイクロバス乗務中に信号待ちで停止していたところ、他社の車に追突された。頸椎捻挫、腰部打撲にて2週間の安静加療を要すると診断された。	52	30 ~ 49
7	15~16	当該被災者は、乗務中、交差点にて赤信号で停車していた際、異音と同時に衝撃を感じたため、バスから下車して確認すると、バスの右後ろに関係乗用自動車の左前が接触していた。その時の衝撃で当該被災者は負傷した。	47	50 ~ 99
7	10~ 11	会社所有車両を運転中、信号交差点において、赤信号から青信号に変わった際、前車に追従して交差点に進入し、その前車の更に前が渋滞していたため、前車がブレーキを掛けて停車したのに気づくのが遅れ、追突した。	24	100 ~ 299
7	9~ 10	当該車両は東方向へ、関係車両は北から南へ直進中、交差点において出合頭に衝突し、負傷及び損傷したものである。	71	100 ~ 299
9	9~ 10	路線バスの運行中、バス停を通過後、走行していた際、左側道路から出てきた自家用車に衝突され負傷した。	42	100 ~ 299
9	7~8	被災者は、路線バス運転士として乗務していた、停留所にてお客様乗降扱いにあたり停車中、当局車両を追い越すために車線変更を試みた後続の関係車両が目測を誤	44	50 ~

		り、当局車両右後部角に接触し首と左半身を負傷した。		99
9	10～ 11	被災者は、路線バス運転士として駅前行きを運行中、当局車が駅北口停留所に正着するため、第二車線から第一車線へ車線変更を開始した際に当該停留所手前に停車していたタクシーが急に第二車線へ車線変更したため、当局者の左側面と関係者の右フロント部分が接触し、首を負傷した。	52	50 ～ 99
9	6～7	運行するため回送中、第一通行帯を走行していた、第二通行帯を走行してきた相手方自家用車が当方右リアコーナー部に衝突し負傷した。	36	300 ～ 499
9	15～ 16	走行中バス停を通過し、駅西口に向かっているところ、信号の無い交差点で一旦停止を無視した軽自動車と、バスの右側前タイヤの後部（燃料タンク付近）に衝突したものの。	41	50 ～ 99
9	9～ 10	バス運行中、バス停の上の三差路にて、右折してきた軽乗用車と正面衝突したものの、事故当日はその後の勤務を行ったものの、帰宅後に両手首から腕及び首にかけて痛みが現れてきた為、翌日病院を受診したところ、「外傷性頸部症候群・両手捻挫」との診断を受けたものである。	58	100 ～ 299
9	10～ 11	被災者はバスを運行しており、バス停に停車中、当該バスを追い抜かそうとした相手車がハンドル操作を誤り、バスの右後バンパーと相手車の左ボディが接触したものである。	53	100 ～ 299
10	20～ 21	バスの運行終了後、次便に備えバスを回送し、停車した。車内の忘れ物確認を行いながら、車内後方へ歩いていたところ、自車後方に停車していたバスが誤って発進してしまい、自車に衝突し、その衝撃により負傷したものの。（転倒しないよう踏ん張ったため、体に負荷がかかった。）	55	50 ～ 99
10	15～ 16	交差点にてジャンボタクシーに添乗員として同乗していたところ、送迎終了後、車庫に戻る途中の赤信号で停車していた時に、軽乗用車に追突された。事故当時、被災者は運転席後部の座席にシートベルトを着用して座っていた。	52	100 ～ 299
10	5～6	営業所で点呼を受けバスの車庫まで自家用車で移動する際、側道から本線に合流しようとしてバイクと接触し、車外で話し合いを行っていたところ、後方から来た別	65	100 ～

		の車にひかれ、頭部を負傷し、翌日死亡した。		299
10	20～ 21	被災労働者は、乗客12名が乗車するリムジンバスを運転し、入口付近の本線左車線を走行中、入口料金所通過し、左合流車線から本線に合流してきた乗用車と接触した（乗客、相手側に怪我はなし）。	53	100～ 299
10	13～ 14	当該被災者はバス運転士で、バス停で乗降取り扱いのため停車、お客様1名が下車されドアを閉めた時、後方から進行してきた関係車が追突、その際の衝撃により腰に違和感があった。	40	100～ 299
10	15～ 16	新地ターミナル行きを運行中、交差点の第二車線を走行していたところ、第三車線（直進のみ、道路変更禁止区分帯）から車線変更してきたタクシーに接触され、負傷したもの。（タクシーは、バス停車前に見えたお客様拾いをすべく、道路変更禁止区分帯（直進のみ）からバス直前へ左折してきたもの。）	42	50～ 99
11	20～ 21	運行中、乗車扱いのため停車した。停車中、後方より来た相手車が当方車の後方バンパーに衝突し、その衝撃で当方車に乗務していた運転士が受傷した。	46	50～ 99
11	7～8	往路運行中、バス停で停車したところ、後方を走っていたトラックがバスの右側を追い抜こうとしたが、左側方の目測を誤り、バスの右後方に接触した。被災職員は頸部に痛みがあり。医療機関を受診したところ、7日間の安静加療を要するとの診断となった。	52	100～ 299
11	16～ 17	当該被災者は、乗務中、右折のため右折レーンに停車中、対向車線の右折レーンを異常な動きで直進して来る関係車を認め危険を感じクラクションを鳴らすも、当該車の右前部に接触を受け負傷した。当日、首腰に痛みがあり病院で受診した。	43	100～ 299
12	9～10	特急バスを運行していた際、道路を走行中に、反対車線を走行していた乗用車がカーブを曲がりきれず、センターラインをはみ出してきたため、正面衝突し、負傷した。	45	100～ 299
12	16～17	当社バスで路線バスを運行中、交差点にて右折するため、停車していた。その際、第1車線を走行中のバンが、左折しようとしている前車に気づくのが遅れ、接触を回避しようとしたが、ラインをはみ出したため、第2車線走行中のトラックに	52	100～

接触した。バンに接触されたトラックが、接触のはずみで当社バスに接触し、負傷した。

299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html